

◆注意喚起情報を提供します

(1) 路上での金融商品の勧誘にご注意！

詐欺の被害情報が、当センターに寄せられました。

1月6日（月）の午前中に高齢者の女性2名が一緒に歩いていたところ、50～60歳の黒縁めがねでスーツ姿の男性に呼び止められ、利息が良い金融商品を勧められました。

「商品を購入するには、通帳を作る必要がある」と男性に言われたため、自宅に案内して、それぞれ5万円と10万円を渡したところ、「名刺を持っていないので、後から別の女性が持ってくる」と言い残して、立ち去りました。

警察には届出済みとのことですが、うまい話はありません。突然勧誘を受けても、決してその場で決めずに、大阪市消費者センターまたは[お近くの警察署](#)へご相談ください。

(2) 健康食品の試供品送付にご注意！

突然「健康食品の試供品を送る」と電話があり、無料だと思って承諾したら代金を請求された、という相談事例が国民生活センターから公表されました。

業者が有料であることをはっきりと説明せずに、「試供品」「お試し」「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。

試供品が無料であったとしても、その後商品購入の勧誘が続くこともあります。試供品の送付を持ち掛けられたときは、自分にとって本当に必要なのかをよく考えて判断することが大切です。

心当たりがない場合は、安易に支払いをせず、大阪市消費者センター等にご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・消費生活相談専用電話：6614-0999

（毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・メール相談：大阪市消費者センターホームページから

「[メール相談](#)」にアクセス

・面 談：大阪市消費者センター（※予約不要）

　　その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

　　・天王寺サービスカウンター

　　・市民相談室(市役所1階)

◆地域講座をご利用ください。

約10名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？

[地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522
へお願ひします。



メインキャラクター／エルちゃん